

議案第 76 号

三泗鈴亀農業共済事務組合同規約の変更に関する協議について

地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、三泗鈴亀農業共済事務組合同規約の一部を変更する規約を別紙のとおり定めることについて、関係地方公共団体と協議する。

平成 28 年 8 月 26 日提出

亀山市長 櫻井 義之

別 紙

三泗鈴亀農業共済事務組合同規約の一部を変更する規約

提案理由

地方自治法施行令第 218 条の 2 の規定により、三泗鈴亀農業共済事務組合が解散した場合の事務の承継団体を規約に定めるため、協議することについて、地方自治法第 290 条の規定により議会の議決を求める。

三泗鈴亀農業共済事務組合同規約の一部を変更する規約

三泗鈴亀農業共済事務組合同規約（平成12年3月7日三重県指令北企第749号）の一部を次のように変更する。

第17条を第18条とし、第16条の次に次の1条を加える。

（解散した場合の事務の承継）

第17条 組合が解散した場合には、四日市市が事務を承継する。

附 則

この規約は、三重県知事の許可があった日から施行する。